

生産者・関係団体 各位

令和6年4月1日
公益社団法人群馬県畜産協会

死亡牛のBSE検査料および補助内容の変更について

日頃より死亡牛の適正な処理にご協力いただき、ありがとうございます。
令和6年4月より、死亡牛のBSE検査料および補助内容が変更になりました。

【変更内容】

1 BSE検査料

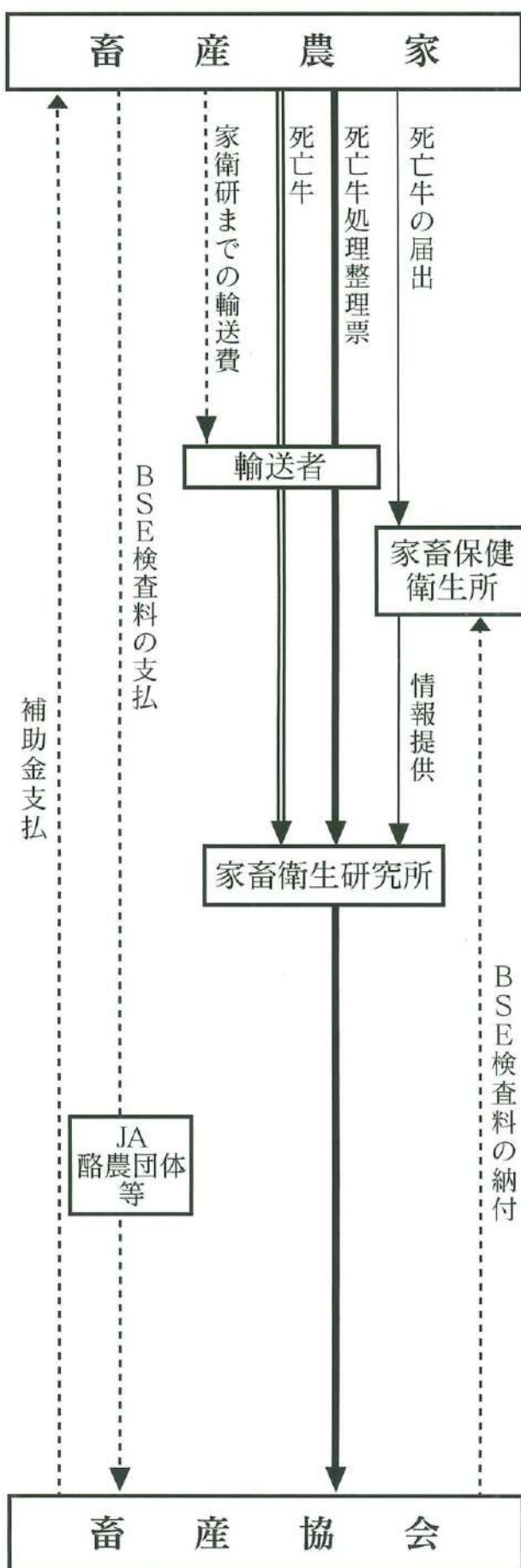
令和6年3月まで	令和6年4月から
4,000 円／頭	8,000 円／頭

2 補助額

項目	内容	令和6年3月まで	令和6年4月から
検査費補助	BSE検査料の補助	4,000 円／頭	8,000 円／頭
輸送促進費 (廃止)	適正な輸送に係る補助	農場～家衛研間 最大 2,000 円／頭 家衛研～化製場間 658 円／頭	—
検体提供費 (新規)	適正な輸送に係る補助	—	6,000 円／頭
検査促進費 (新規)	BSE 検査の要否判断を するために必要な情報を 提供した場合の補助	—	6,000 円／頭

フロー図

業務内容



○『死亡牛処理整理票』は所有者が正確に記入し、輸送業者に渡してください。

○死亡牛の届出については、家畜保健衛生所へお問い合わせください。

畜産農家

- ・死亡牛発生農家は、死亡牛処理整理票(以下「整理票」)の必要事項を記入し、輸送業者に渡す(自己搬入の場合は家畜衛生研究所に直接渡す)。
 - ・農場から家畜衛生研究所までの輸送費は、直接輸送業者に支払う。
 - ・BSE検査料は、(酪)農協より引き落とされる。直接請求される場合は、期日までに畜産協会の指定口座へ振込む。
- ※畜産協会が、BSE検査料の代行納付を行う。

輸送業者

- ・死亡牛発生農家から死亡牛を引き取る際は、牛の個体識別番号と整理票を確認するとともに、必要事項を記入し、整理票の4枚目(所有者保存用)を切り離し農家に渡す。
- ・死亡牛は、家畜衛生研究所へ別に定める指定の時間内に搬入する。

連絡先

1 届出

中部家畜保健衛生所	電話 027-288-0371	FAX 027-230-8052
西部家畜保健衛生所	電話 027-362-2261	FAX 027-362-2260
吾妻家畜保健衛生所	電話 0279-75-2240	FAX 0279-75-6391
利根沼田家畜保健衛生所	電話 0278-24-3888	FAX 0278-24-3889
東部家畜保健衛生所	電話 0276-45-2041	FAX 0276-45-9994

2 検査・焼却場所

家畜衛生研究所	電話 027-288-2106	FAX 027-288-2161
---------	-----------------	------------------

3 輸送業者

グンチク商事	電話 027-253-1220	FAX 027-253-1278
新和油脂	電話 0270-76-3711	FAX 0270-76-5411
(有)本庄油脂	電話 0495-24-3555	FAX 0495-23-1071

4 事業主体等

(公社)群馬県畜産協会	電話 027-220-2371	FAX 027-220-2372
群馬県農政部農政課	電話 027-226-3111	FAX 027-223-3648